

# 皆さんの意見を お寄せください

◆素案のまとまった各福祉計画について

市は、「西宮市高齢者福祉計画」「西宮市介護保険事業計画」(注1)および「第2期西宮市障害福祉計画」(注2)について、それぞれ素案を取りまとめましたので、市民の皆さんの意見を募ります。

各素案は、12月22日から次の場所で開催します。今後は寄せられた意見を参考に、策定作業を進めます。

【素案の閲覧場所】健康福祉

計画グループ(市役所本庁舎7階)、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで、※市のホームページ(アドレスはページ下参照)からも閲覧可(「市政情報」の中の「参画と協働」へ)

【意見の提出方法】各素案への意見、住所、氏名、年齢、電話番号を書いたものを郵送かEメールで12月22日(来月)1月21

日(必着)に健康福祉計画グループ(T662-8567六湛寺町10-320798・35・3286)vo\_kenko@nishi.or.jpへ

※いただいた意見は、市の見解とともに公表します。個別の回答は行いません

(注1) 今後の高齢化対策や介護保険などのニーズに対する取り組みを推進するため、現行の計画の基本理念を踏まえて改定を行います

(注2) 国の基本指針に基づき、障害のある人の入所施設等から地域生活への移行や就労支援に関する取り組みを一層強化していくために改定を行います

## 石綿健康被害の救済に関する法律が一部改正

# 医療費等の支給対象 期間などが拡大に

環境再生保全機構は、石綿(アスベスト)を吸入することにより中皮腫(ちゅうひしゅ)や肺がんにかかり療養中の方、およびそれらの疾病が原因で亡くなった方のご遺族に対し、医療費等や一時金(特別遺族弔慰金等)を支給しています。

このたび「石綿による健康被害の救済に関する法律」が一部改正され、平成20年12月1日に施行されました。救済給付に関する改正内容は右下表のとおりです。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の改正内容

改正点	改正前	改正後
医療費、療養手当の支給対象期間	認定申請日から支給	療養を開始した日(認定申請日から3年以上前)のときは3年前までから支給 ※すでに認定されている方も対象になります
平成18年3月27日(法律施行日)以後に、認定申請をしないまま亡くなった方の取り扱い	対象外	特別遺族弔慰金、特別葬祭料を支給 ※請求可能期間は死亡日から5年間
特別遺族弔慰金、特別葬祭料の請求期限	平成21年3月27日まで(施行日から3年間)	平成24年3月27日まで(施行日から6年間)

【問合せ先】保健所保健総務課

1) または環境再生保全機構

ホームページhttp://www.erca.go.jp/asbestos/

12月20・21日に

## 休日納税相談

午前9時から午後5時まで受付

市は、滞納市税の解消を図るため、督促状・催告書などの送付や電話連絡により、早期の収納に努めています。

固定資産税  
都市計画税  
(第3期分)  
納期限 12月25日

市税は必ず納期限までに納付してください。納付には便利な口座振替をご利用ください。問合せは課税については資産税グループ(0798・35・3269)、納税については納税グループ(0798・35・3287)へ

「西宮市地域防災計画」、「西宮市水防計画」

## 素案への意見を 募ります

取りまとめましたので、12月15日から次の場所で開催するとともに、市民の皆さんの意見・提案を募ります。

【素案の閲覧場所】防災・安全総務グループ(市役所本庁舎6階)

市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで、※市のホームページ(アドレスはページ下参照)からも閲覧可(「くらし西宮」の中の「防災」へ)

【意見の提出方法】素案への意見、住所、氏名、電話番号を書いたものを郵送かEメールで12月15日(来月)1月15日(必着)に防災・安全総務グループ(T662-8567六湛寺町10-320798・35・3286)vo\_lo\_nan@nishi.or.jpへ

市は、「西宮市地域防災計画」および「西宮市水防計画」の全面的な見直しに取り組んでいます。今回の改定は、阪神・淡路大震災直後に行ってきた、13年ぶりの大幅改定になります。

このたび、各計画の素案を

相談に来られない人を対象に、下記の日程で「休日納税相談」を行いますので、ぜひご利用ください。

※市のホームページ(アドレスはページ下参照)でも市税や納税について案内しています(「くらし西宮」の中の「市税」へ)

【日程・会場】12月20・21日の午前9時～午後5時に納税グループ(市役所本庁舎2階)0798・35・3233(3)で

## 来年度の 広告主を募集

「水道ご使用量等のお知らせ」に掲載

水道局は、「水道ご使用量等のお知らせ」裏面の広告欄について広告主を募集します。このお知らせは、2カ月に一度の水道メーター検針時に、市内約20万世帯に配布します。

広告主は一般競争入札により決定します。申込方法など詳しくは、市のホームページ(アドレスはページ下参照)に掲載している募集要項をご覧ください(「市政情報」の中の「募集」)

【掲載期間・回数】①平成21年4月～9月に3回②21年10月～22年3月に3回  
【掲載サイズ等】縦170mm×横75mm(4色カラー)  
【最低入札価格】①・②とも63万円(税込込み)  
【申込期間】12月10日～25日

所得税・市県民税の障害者控除

## 要介護者は対象になる 場合があります

昭和19年1月1日以前に生まれた人で、平成20年12月31日現在、介護保険の要介護認定を受けている人は、身体障害者手帳の交付を受けていない場合でも、20年分所得税および21年度市県民税における「障害者控除」の対象になる場合があります。本人または家族の申請により、市は審査のうえ「障害者控除対象者認定書」を交付します。

## 善意の 寄託



【10月分】「市あて」★「青い鳥」福祉基金へ、西宮回生病院、村田泰造、旧松下町婦人会、心身道強虎、新名靖二、匿名2件(合計109万8493円)★ふるさと西宮・甲子園寄付金へ(匿名3件(合計6万2000円)★物品の寄付 西宮市体育協会(西宮浜グラウンドの公園案内板)★善

意銀行へ、岡阪僚子、グループつくしんぼ(5万3000円)★物品の寄付 子供体操健康体操教室(タオルほか)、新田聡子(車いす)、野口義夫(車いす)、匿名1件(紙おしめ)(敬称略)

12月定例市議会が、12月3日に開会、19日までの日程で開かれています。

## 12月定例市議会が 開かれています

12月10日以降の主な日程は、本会議での一般質問が10日から12日まで、常任委員会が16・17日、本会議での採決が18日の予定です。本会議、委員会は傍聴できます(委員会には許可が必要)。

問合せは議会事務局(0798・35・3379)へ。

広告



阪神米穀のお米  
えべっさん

■本社 TEL.0798(26)0221(代表)  
■http://www.ebessan.jp

ごはん歳時記(12月):かきのドリア

寒さとともにおいしくなるかきと、甘みを増したほうれん草を入れた冬本番のドリア。クリスマスや年越しのホームパーティーにもぴったり!

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。